

(法第10条第1項第2号イ関係)

特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育研究機関・行政機関・民間事業者・一般市民その他に対して、地理空間情報技術・リモートセンシングの技術開発・普及啓蒙・人材教育・調査・研究・解析並びに地理空間情報基盤整備に関する事業を行うことで、経済・社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する普及啓蒙事業
- ② 地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発事業
- ③ 地理空間情報・リモートセンシングのデータ整備及び配信事業
- ④ 地理空間情報技術・リモートセンシング技術等に係る人材育成事業及び教育訓練事業
- ⑤ 特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析事業

- (2) その他の事業

- ① 地理空間情報・リモートセンシングに係る業務等の受託ならびにコンサルティング

事業

②地理空間情報・リモートセンシングに係るソフトウェア・データ等の販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人学生で、総会における議決権を有しないもの。
学生とは法令上の大学(大学院を含む)及び高等専門学校等の正規課程に在籍している者をいう。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、対価を求めない寄付を行なう個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 学生会員もしくは賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、理事長に申込むものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したり、団体にあっては解散したとき。
- (3) 会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4) 総会の決議において除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4人以上8人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかるわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事長が任免する。
- 3 事務局職員は、事務局長1名、職員を若干名置くことができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の決定
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第36条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会にて定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び收支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	齊藤 誠一
副理事長	金子 正美
副理事長	藤原 達也
副理事長	橋本 雄一
理 事	高畠 敏明
理 事	山下 亜紀郎
理 事	星野 仮方
理 事	朝日 守

監 事 寺西 保

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、任意団体から引き続き加入する会員については、入会金は徴収しないものとする。

(1) 入会金

正会員(団体)	40,000 円
正会員(個人)	5,000 円
賛助会員	0 円

年会費

正会員(団体)	40,000 円
正会員(一般)	5,000 円
正会員(学生)	2,000 円
賛助会員	100,000 円

2025年度特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会（令和7年度）の事業計画案

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・地理空間情報・リモートセンシングに関してより深く確実に理解し、利活用できるよう議論を進める。

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象範囲と予定人数	事業規模(万円)
①地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する普及啓蒙事業	ホームページ・パンフレット等の広報活動を行う	随時	事務所	1名×12回	一般 多数	20
	GIS コミュニティフォーラム 出展	5月	東京	3名×1回	一般 3,000名程	20
	定期総会	6月	札幌	4名×1回	会員 120名	12
	ESRI 米国サンディエゴ UC ツアー	7月	サンディエゴ	2名×1回	一般 15,000人	40
	GIS Day in 旭川 2025 の開催	11月	旭川	3名×1回	一般 300名 学生 10名	20
	GIS DAY in 北海道 2024 の開催	11月	江別	3名×1回	一般 500名 学生 100名	5
	GIS Day in オホーツク 2025 の開催	12月	北見	3名×1回	一般 300名 学生 10名	25
	GIS DAY in はこだて 2026 の開催	3月	函館	2名×1回	一般 300名 学生 10	20
	防災訓練	1回	道内	1名×1回	一般 300名	5
②地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発事業	ドローン最新動向セミナー	2回	札幌	3名×2回	一般 300名	12
	なし					0
③地理空間情報・リモートセンシングの整備及び配信事業	なし					0
	GIS ハンズオン講習会の開催	通期	札幌	2名×3回	一般 30名	50
④地理空間情報技術・リモートセンシング技術等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	ドローン安全技術者講習（北海道ドローン協会）	通期	札幌 江別 当別	3名×20回	一般 300名	670
	土木施工管理技士会	6月	当別	1名×1回	一般 40名	46
	ドローンオンライン講習会	通期	全道	3名×8回	一般 100名	350
	なし					0
⑤特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析事業						

非営利事業合計 1,295万円

(2) その他の事業（営利事業）

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象範囲及び予定期人数	事業規模(万円)
① 地理空間情報・リモートセンシングに係る業務等の受託ならびにコンサルティング業務	・公共事業の業務委託 ・民間事業の業務委託	通期	国内	4名	関係者多数	450
	・北極圏魚類空間分布データセット作成業務	4月～9月	国内	1名	関係者多数	429
	JAXA 第4回地球観測研究複合衛星データを用いた気候変動下における持続可能なサケ資源利用プロジェクト	通期	国内	2名	関係者多数	102
① 地理空間情報・リモートセンシングに係るソフトウェア・データ等の販売事業	・GEOSPACE 代理店（株式会社 NTT インフラネット） ・AW3D 代理店（RESTEC）	通期	国内	3名	一般多数	950
	・レフィクシア代理店	通期	国内	3名	一般多数	1380

その他の事業合計 3,311 万円

事業合計 4,606 万円

2026年度特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会（令和8年度）の事業計画案

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・地理空間情報・リモートセンシングに関してより深く確実に理解し、利活用できるように議論を進める。

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象範囲	事業規模(万円)
①地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する普及啓蒙事業	ホームページ・パンフレット等の広報活動を行う	随時	事務所	1名×12回	一般 多数	20
	GIS コミュニティフォーラム 出展	5月	東京	3名×1回	一般 2000名以上	20
	定期総会	6月	札幌	4名×1回	会員 120名	12
	GIS Day in 帯広 2026 の開催	9月	帯広	3名×1回	一般 300名 学生 10名	20
	GIS DAY in 北海道 2024 の開催	11月	江別	3名×1回	一般 500名 学生 100名	5
	GIS Day in オホーツク 2026 の開催	12月	帯広	3名×1回	一般 300名 学生 10名	25
	GIS DAY in はこだて 2027 の開催	3月	函館	2名×1回	一般 300名 学生 10名	20
	防災訓練	1回	道内	1名×1回	一般 300名	5
	ドローン最新動向セミナー	2回	札幌	3名×2回	一般 300名	12
②地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発事業	なし					0
③地理空間情報・リモートセンシングの整備及び配信事業	なし					0
④地理空間情報技術・リモートセンシング技術等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	GIS ハンズオン講習会の開催	通期	札幌	2名×3回	一般 30名	100
	ドローン安全技術者講習（北海道ドローン協会）	通期	札幌 江別 当別	3名×20回	一般 300名	670
	土木施工管理技士会	6月	当別	1名×1回	一般 40名	46
	ドローンオンライン講習会	通期	全道	3名×8回	一般 100名	400
⑤特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析事業	なし					0

非営利事業合計 1,355万円

(2) その他の事業（営利事業）

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象範囲及び予定期人数	事業規模(万円)
① 地理空間情報・リモートセンシングに係る業務等の受託ならびにコンサルティング業務	・公共事業の業務委託 ・民間事業の業務委託	通期	国内	4名	関係者多数	450
	JAXA 第4回地球観測研究複合衛星データを用いた気候変動下における持続可能なサケ資源利用プロジェクト	通期	国内	2名	関係者多数	102
② 地理空間情報・リモートセンシングに係るソフトウェア・データ等の販売事業	・GEOSPACE代理店（株式会社NTTインフラネット） ・AW3D代理店（RESTEC）	通期	国内	3名	一般多数	1,050
	・レフィクシア代理店	通期	国内	3名	一般多数	1,440

他の事業合計 3,042万円

事業合計 4,397万円

2025年度特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会（令和7年度）事業予算案

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（1）特定非営利事業に係わる予算案

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部		
1 入会金・会費収入		
・新規入会会員予定 (団体2件、個人4件)	100,000	
・会費収入 (団体47団体) Digital 北海道研究会	1,880,000	
・会費収入 (団体80団体) 北海道ドローン協会	2,400,000	
・会費収入 (学協会会員) 北海道ドローン協会	300,000	
・会費収入 (個人78件)	390,000	
・賛助会員	18,000	
会費合計		5,088,000
2 事業収入		
1) 地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する啓蒙事業	200,000	
2) 地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発事業	0	
3) 地理空間情報・リモートセンシングのデータ整備及び配信事業	0	
4) 地理空間情報技術・リモートセンシング等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	14,500,000	
5) 特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析事業	0	
事業収入合計		14,700,000
3 その他の収入		
・庠学官フォーラム事務受託	3,300,000	
その他収入合計		3,300,000
経常収入合計		23,088,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
1) 地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する啓蒙事業	1,850,000	
2) 地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発事業	0	
3) 地理空間情報・リモートセンシングのデータ整備及び配信事業	0	
4) 地理空間情報技術・リモートセンシング等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	11,100,000	
5) 特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析事業	0	
事業費合計		12,950,000
2 管理費		
・役員報酬	1,100,000	
・業務運営費	4,300,000	
・地代家賃	1,550,000	
・管理諸費	2,120,000	
・消耗品費	550,000	
・雑費	870,000	
管理費合計		10,490,000
経常支出合計		23,440,000
経常収支差額		-352,000
III その他資金収入の部		
1 繙入金収入		
・その他の事業会計繙入金収入	550,000	
その他資金収入合計		550,000
IV その他資金支出の部		
1 その他支出	0	
その他資金支出合計		0
当期正味財産増減額		198,000
前期繙越正味財産額		5,582,752
次期繙越正味財産額		5,780,752

(2) その他の活動に係る予算案

		金額 (単位:円)		
I 経常収入の部				
1 事業収入				
科 目				
1) 地理空間情報・リモートセンシングに係る 業務等の受託ならびにコンサルティング事業		12,810,000		
2) 地理空間情報・リモートセンシングの データ・ソフトウェア・機器の販売事業		25,480,000		
経常収入合計				38,290,000
II 経常支出の部				
1 事業費				
1) 地理空間情報・リモートセンシングに係る 業務等の受託ならびにコンサルティング活動		9,810,000		
2) 地理空間情報・リモートセンシングの データ・ソフトウェア・機器の販売		23,300,000		
事業費合計				33,110,000
2 管理費				
・役員報酬		470,000		
・業務運営費		2,700,000		
・地代家賃		500,000		
・管理諸費		180,000		
・消耗品費		400,000		
・雑費		380,000		
管理費合計			4630,000	
経常支出合計				37,740,000
経常収支差額				550,000
III その他資金支出の部				
特定非営利活動に係わる事業会計へ繰出		550,000		
その他資金支出合計				550,000
当期収支差額				0
次期繰越収支差額				0

2026年度特定非営利活動法人 Digital 北海道研究会（令和8年度）の事業予算案

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

（1）特定非営利事業に係わる予算案

科 目	金額（単位：円）	
I 経常収入の部		
1 入会金・会費収入		
・新規入会会員予定 (団体2件、個人4件)	100,000	
・会費収入 (団体47団体) Digital 北海道研究会	1,880,000	
・会費収入 (団体80団体) 北海道ドローン協会	2,400,000	
・会費収入 (学協会会員) 北海道ドローン協会	300,000	
・会費収入 (個人78件)	390,000	
・賛助会員	18,000	
会費合計		5,088,000
2 事業収入		
①地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する普及啓蒙	200,000	
②地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発	0	
③地理空間情報・リモートセンシングのデータ整備及び配信	0	
④地理空間情報技術・リモートセンシング等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	14,400,000	
⑤特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析	0	
事業収入合計		14,600,000
3 その他の収入		
・産学官フォーラム事務受託	3,300,000	
その他収入合計		3,300,000
経常収入合計		22,988,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
① 地理空間情報・リモートセンシングの活用に関する普及啓蒙	1,390,000	
②地理空間情報・リモートセンシングのソフトウェア開発	0	
③地理空間情報・リモートセンシングのデータ整備及び配信	0	
④地理空間情報技術・リモートセンシング等に係る人材育成事業及び教育訓練事業	12,160,000	
⑤特定非営利活動に関する地理空間情報・リモートセンシングの研究解析	0	
事業費合計		13,550,000
2 管理費		
・役員報酬	1,100,000	
・業務運営費	4,300,000	
・地代家賃	1,550,000	
・管理諸費	1,700,000	
・消耗品費	500,000	
・雑費	500,000	
管理費合計		9,650,000
経常支出合計		23,200,000
経常収支差額		-212,000
III その他資金収入の部		
1 繙入金収入		
・その他の事業会計繙入金収入	400,000	
その他資金収入合計		400,000
IV その他資金支出の部		
1 その他支出		
その他資金支出合計		0
当期正味財産増減額		188,000
前期繙越正味財産額		5,780,752
次期繙越正味財産額		5,968,752

(2) その他の活動に係る予算案

		金額(単位:円)	
I 経常収入の部			
1 事業収入			
科 目			
① 地理空間情報・リモートセンシングに係る業務等の受託ならびにコンサルティング事業		6,550,000	
② 地理空間情報の・リモートセンシングのデータ・ソフトウェア・機器の販売事業		28,870,000	
経常収入合計			35,420,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
① 地理空間情報・リモートセンシングに係る業務等の受託ならびにコンサルティング活動		5,520,000	
② 地理空間情報の・リモートセンシングのデータ・ソフトウェア・機器の販売		24,900,000	
事業費合計			30,420,000
2 管理費			
・役員報酬		470,000	
・業務運営費		2,700,000	
・地代家賃		500,000	
・管理諸費		180,000	
・消耗品費		400,000	
・雑費		350,000	
管理費合計			4,600,000
経常支出合計			35,020,000
経常収支差額			400,000
III その他資金支出の部			
特定非営利活動に係わる事業会計へ繰出		400,000	
その他資金支出合計			400,000
当期収支差額			0
次期繰越取支差額			0